

令和8年度産業廃棄物処理に関する研修会運営業務 仕様書

1 業務名

令和8年度産業廃棄物処理に関する研修会運営業務

2 業務の目的

本業務は、産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対する研修会を実施することにより、産業廃棄物処理業者の資質向上及び産業廃棄物の適正処理を推進することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

4 研修会の概要

下記の4つの研修会を実施する。

(1) 産業廃棄物処理業者（収集運搬業者及び処分業者）に対する研修会（以下、「処理業者研修会」という。）

産業廃棄物処理業者に対して、資質向上を図るとともに、優良産廃処理業者の認定取得を促進するため、次の内容の研修会を実施する。

ア 優良産廃処理業者認定制度について（資料作成及び説明：受託者）

イ 優良産廃処理業者認定制度活用事例発表（資料作成及び説明：優良認定業者一者）

ウ 廃棄物処理法の概要について（資料作成及び説明：受託者）

エ 廃棄物の処理基準及び施設基準について（資料作成及び説明：受託者）

オ 不法投棄及び不適正処理の事例について（資料作成及び説明：受託者）

カ 電子マニフェストの概要及び登録の一部義務化について（資料作成及び説明：受託者）

(2) 産業廃棄物排出事業者に対する研修会（以下、「排出事業者研修会」という。）

産業廃棄物排出事業者に対して、産業廃棄物の適正処理を推進するため、次の内容の研修会を実施する。

ア 廃棄物処理法の概要について

- イ 産業廃棄物の排出者責任及び適正処理について（資料作成及び説明：受託者）
- ウ 不法投棄及び不適正処理の事例について（資料作成及び説明：受託者）
- エ 電子マニフェストの概要及び登録の一部義務化について（資料作成及び説明：受託者）

(3) 医療機関に対する研修会（以下「医療機関研修会」という。）

- ア 廃棄物処理法の概要について
- イ 産業廃棄物の排出者責任及び適正処理について（資料作成及び説明：受託者）
- ウ 不法投棄及び不適正処理の事例について（資料作成及び説明：受託者）

－（医療機関からの事例を中心に）－

- ウ 電子マニフェストの概要説明及び登録の一部義務化について（資料作成及び説明：受託者）

(4) 電子マニフェスト操作説明会

産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対して、電子マニフェストの概要及び操作実務に関する研修会を実施する。（資料作成及び説明：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）

5 研修会の日程

(1) 処理業者研修会、排出事業者研修会及び医療機関に対する研修会

処理業者研修会、排出事業者研修会及び医療機関に対する研修会は、北部・中部・南部・宮古・八重山の5地区で各1回ずつ、2日間に分けて次のとおり開催する。

ア 会場(予定)

北部：北部保健所、中部：沖縄県中部合同庁舎、南部：民間施設、宮古：宮古保健所

八重山：八重山保健所（保健所及び合同庁舎の会場使用については当課と調整）

イ 日程

処理業者研修会 5時間以内

排出事業者研修会 3時間以内

医療機関研修会 3時間以内

(2) 電子マニフェスト操作説明会

電子マニフェスト操作説明会は、沖縄本島で4回（1日2回×2日間）、宮古島で2回（1日2回×1日間）、次のとおり開催する。

ア 会場

民間施設

イ 日程

(ア) 沖縄本島 1回目：10:00～12:00 2回目：13:30～15:30 ×2日間

(イ) 宮古島 1回目：10:00～12:00 2回目：13:30～15:30

6 業務内容

研修会の事務局として、下記の研修会運営業務を行う。

ア 4-(1)-イの優良産廃処理業者認定制度活用事例発表者の選任及び依頼

イ 4-(4)の電子マニフェスト操作説明会説明者である公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターへの依頼

ウ 沖縄県内の全産業廃棄物処理業者及び排出事業者（医療機関含む）団体への案内文送付（※産業廃棄物処理業者の宛先については県作成のリストによる。）

エ 研修会会場の予約及び設営

オ 研修会資料の作成、取りまとめ及び印刷

カ 研修会参加者へのアンケートの作成及び集計

キ 研修会での司会進行及び説明

ク 成果品の提出

ケ その他県が必要と認める事項

7 成果品

ア 研修会周知先リスト

イ 研修会参加者名簿

ウ 研修会の資料一式

エ 研修会のアンケートの集計結果

オ 研修会の開催状況の写真

8 本業務に含まれる経費

ア 案内文の印刷及び郵送料

イ 会場使用料及び研修会で使用するパソコン・プロジェクター等使用料（中部合同庁舎及び保健所は会場使用料無料）

ウ 受託者2名の研修会会場への旅費（沖縄県の旅費規定により算定する旅費）

エ 4-(1)-イの優良産廃処理業者認定制度活用事例発表者の会場への旅費（沖縄県の旅費規定により算定する旅費）及び報償費（1団体当たり1回4,000円×1団体×5回=20,000円）

9 留意事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び記載内容の詳細については、県と受託者が協議して決定するものとする。
- (2) 受託者は、契約の全部の履行を一括して第三者に委託し、又は請負わせることはできないものとする。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委託し、又は請負わせることはできない。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務